

経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更計画の審議の際に出された意見について（案）

・ プロファイリング活動（政府統計に関するオンライン回答サポート）の活用について

経済センサスー活動調査（以下「本調査」という。）において、プロファイリング活動を活用することについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）で示された方向性を踏まえたものであることから、適当といたしました。

一方で、本調査以外の大企業を調査対象とした公的統計調査において、プロファイリング活動とは異なる調査方法で調査が行われた場合、プロファイリングによる情報収集へのクレーム、ひいては非協力に繋がるのが想定されます。さらに、大企業の報告者負担軽減に資するためにも、全府省の大企業を調査対象とする統計調査において、今後、プロファイリング活動の活用を府省横断で行う必要があると考えます。

・ 立入検査等の運営について

本調査において、立入検査等を導入することについては、統計改革推進会議最終報告書（平成29年5月）や第Ⅲ期基本計画でも掲げられていた事項であり、統計精度の向上を図る観点から、適当といたしました。

一方で、具体的な実施方法については、関係府省による検討の結果を踏まえて本調査においても定めるとされていることから、立入検査等の実施に際しては、報告者の納得のいく運営にすべきであり、対象事項や対象企業等の基準を定めるとともに、実施方法を具体的に定めることにより、透明性を高める必要があるとの意見も出されました。

立入検査等については、本調査に限らず、基幹統計調査全般に関わることから、関係府省による検討状況を、施行状況報告等の場も活用しながら、適宜、統計委員会に報告していただく必要があると考えます。

・ 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応について

今年度は、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が大きく予測されるため、本調査の調査実施年の延期や、今年度政府が実施する経済支援策の把握のための調査項目の追加等の必要性について、意見が交わされましたが、新型コロナウイルス感染症の経済への影響がいつまで継続するか先が見えない状況にあり、SNAやSUTのベンチマークとする基準年の経済状況をみて恣意的に変更すべきでないとの意見から、今回は計画どおり調査を実施することが適当といたしました。

一方で、この異常といえる時期の結果を日本経済の構造を捉えた結果とみなすことについては、慎重な対応が必要であることから、経済状況が安定した年次について延長表を作成し、それをベースにした参考値を作成・公表することや、このデータを使って加工統計を作成する際に、通常の手続に加えて考慮すべき要素を丁寧に説明していくこと等、今後、本調査結果を加工統計に利用する際には、適切な対応を行う必要があると考えます。

また、この課題については、多くの統計で必要な対応を体系的かつ整合的に行う必要性が生じる可能性があります。このため、第150回統計委員会における委員長から内閣府への要請に基づき、内閣府から報告があった段階などにおいて、統計委員会で議論いただくことを希望します。

以上、報告します。

令和2年6月〇日

サービス統計・企業統計部会長
椿 広計